

坂東市乳児等通園支援事業

(こども誰でも通園制度)

事業者募集要領

こども**誰**でも  
通園制度

令和8年1月

坂東市役所保健福祉部こども課

## 1. 募集概要

児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度、以下「本事業」という)を実施する事業者を次のとおり募集する。

### (1)事業の目的

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる本事業を実施する。

### (2)事業開始日

令和8年4月1日

### (3)募集事業者

令和8年度中に坂東市内において本事業を開始する事業者であって、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「認可基準」という)に定めた基準を満たし、適切に事業を実施できる事業者(法人、任意団体又は個人)

## 2. 応募要件

次の要件全てを満たす事業者とする。

- (1)事業開始日までに実施体制が整っていること。
- (2)安定的な経営、その他本事業を適正に履行する見込みがあること。

## 3. 事業内容

### (1)対象となる子ども

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない乳児等支援給付認定を受けている0歳6か月から満3歳未満の子ども

### (2)実施時間等

- ・子ども1人当たりの利用可能時間は月10時間を上限とし、時間単位で実施するものとする。
- ・事業実施日及び事業実施時間は事業者において定めることとする。

- ・利用予約枠の設定、事前面談、利用予約受付、利用時間の管理は、国が整備する「こどもだれでも通園制度総合支援システム」により、事業者が行う。
- ・利用可能時間の範囲において利用の申し込みがあった場合には、利用乳幼児の受け入れをすること。ただし、正当な理由により事業の提供が困難であると坂東市が判断した場合は、この限りではない。

## 4. 実施方式

本事業の実施方式は、次のとおりとする。

### (1)一般型乳児等通園支援事業

- ア 一般型(在園児合同実施):本事業専任職員を配置し、在園児と合同で預かる方法
- イ 一般型(専用室独立実施):本事業専任職員を配置し、専用室で預かる方法

### (2)余裕活用型乳児等通園支援事業

保育所等を利用する児童が、その保育所等に係る利用定員の総数に満たない場合において、空き定員の枠を活用し、既存の職員配置で在園児と合同で預かる方法。

※保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に限る。

## 5. 設備基準・運営基準

### (1)一般型乳児等通園支援事業

#### ア 設備基準

- ・乳児室(0歳・満2歳児未満)1人につき1.65m<sup>2</sup>
- ・ほいく室(0歳・満2歳児未満)1人につき3.3m<sup>2</sup>
- ・保育室・遊戯室(満2歳児以上)1人につき1.98m<sup>2</sup>

※その他の基準は、認可基準第21条に定めるとおりとする。

#### イ 職員

- ・0歳児おむね3人につき職員1人以上
- ・1歳児・2歳児おむね6人につき職員1人以上
- ・半数以上は保育士であること。
- ・最低2人の専任職員を配置すること。
- ・乳児等通園支援事業の専任であること。

※特定教育・保育施設と一体的に運営されている場合で、特定教育・保育施設の職員の支援を受けることができる場合は、乳児等通園支援事業の専任を保育士1人とすることができます。

## (2)余裕活用型乳児等通園支援事業

施設・事業所の区分ごとに、当該施設又は事業所について定める基準による。

## 6. 保護者負担

こども1人1時間当たり300円を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担することができる。実費徴収を行う場合は、保護者同意の上、事業者で設定した金額を徴収することができます。

## 7. 令和8年度の公定価格について（こども1人1時間当たり）

<基本分>※標準利用料:300円

年度当初年齢	単価
0歳児	1,700円
1・2歳児	1,400円

<加算分>

対象児	単価	
障害児・要支援家庭のこども	600円	
医療的ケア児	2,500円	
初回対応加算	0歳児	1,700円
	1・2歳児	1,400円
保護者支援面談加算	1,400円	

## 8. 申請手続等

### (1)提出期間

令和8年1月26日(月)まで

### (2)提出先

坂東市役所保健福祉部こども課

### (3)提出方法

持参または郵送により提出してください。

(4)提出書類

坂東市乳児等通園支援事業認可申請書(様式1号)

※添付書類については、実施施設によって異なりますので、ご相談ください。

9.問い合わせ先

坂東市役所保健福祉部こども課保育係

TEL:0297-21-2191

mail:kodomo@city.bando.ibaraki.jp